

令和 8 年度知財活用人材育成事業業務委託仕様書

1 委託事業名

令和 8 年度知財活用人材育成事業

2 事業の趣旨及び内容

高度な技術を創造し、ビジネスの創出や拡大を行う基盤として知的財産戦略は不可欠であるが、知的財産を有効活用している中小企業は少ないという現状がある。

中小企業が積極的に知的財産を活用して製品価値を高めるとともに、大企業・大学との共同研究・開発の機会拡大を図ることができるよう、知財戦略、侵害対策、知財契約等のビジネスの実務に耐える専門研修を実施する。

(1) 専門研修（入門編）の実施

- ① 受託者は、学生やスタートアップ企業等、将来的に知的財産に関する業務に携わる可能性のある者、もしくは現に携わっている中小企業の社員・経営者を対象に、当該業務を遂行するために必要な基礎知識を習得し、知財の必要性を認識することを目的とした研修を実施する。
- ② 研修時間は、1日1時間以上の講義を2日間行うことを1コースとし、1回実施すること。また、開催日の間隔は研修内容に応じた適切なものとする。
- ③ 研修内容は、知的財産権に関する基礎的知識はもとより、これまで知的財産に関心を持っていなかった中小企業や、これから新規事業を始めるスタートアップ企業や学生が知財の必要性を認識できるものとなるよう講師選定、講義内容、研修方法等を工夫すること。
- ④ 受講者数は、各人の学習状況を把握し、適切な指導が可能な規模とすること。
- ⑤ 受講者の募集及び決定は、公平性に配慮しつつ、事業の趣旨である中小企業の知財活用効果を生むよう工夫すること。
- ⑥ 受講料は、無料とする。ただし、実費徴収が必要な場合は、その理由を明らかにすること。
- ⑦ 受託者は、委託事業の着手に当たり上記内容を含む研修計画及び研修目標を策定し、県と協議の上、実施する。研修計画等に変更が発生する場合も、同様とする。

(2) 専門研修（初級編）の実施

- ① 受託者は、中小企業において知的財産に関する業務に関係する社員であって、比較的業務経験が浅い者を対象に、当該業務を遂行するために必要な知的財産の基礎

的知識の習得を目的とした研修を実施する。

- ② 研修時間は、1日3時間以上の講義を3日間行うことを1コースとし、1回実施すること。また、開催日の間隔は研修内容に応じた適切なものとする。
- ③ 研修内容は、知的財産権に関する基礎的知識はもとより、企業活動において実践的なものとなるよう講師選定、講義内容、研修方法等を工夫すること。
- ④ 受講者数は、各人の学習状況を把握し、適切な指導が可能な規模とすること。
- ⑤ 受講者の募集及び決定は、公平性に配慮しつつ、事業の趣旨である中小企業の知財活用の効果を生むよう工夫すること。
- ⑥ 受講料は、無料とする。ただし、実費徴収が必要な場合は、その理由を明らかにすること。
- ⑦ 受託者は、委託事業の着手に当たり上記内容を含む研修計画及び研修目標を策定し、県と協議の上、実施する。研修計画等に変更が発生する場合も、同様とする。

(3) 専門研修（中級編）の実施

- ① 受託者は、中小企業において知的財産に関する業務を担当する社員であって、当該業務を遂行するために必要な知的財産の基礎的知識を有している者を対象に、当該業務を遂行するための知識・能力の一層の拡大を図ることを目的とした研修を実施する。
- ② 研修時間は、1日3時間以上の講義を4日間行うことを1コースとし、1回実施すること。また、開催日の間隔は研修内容に応じた適切なものとする。
- ③ 研修内容は、例として知財戦略構築、権利化・標準化、紛争対応、融資における知財活用、海外展開、大企業・大学の特許活用など、知的財産権を活用する実務者の育成に有効なものとなるよう講師選定、講義内容、研修方法等を工夫すること。
- ④ 受講者数は、各人の学習状況を把握し、適切な指導が可能な規模とすること。
- ⑤ 受講者の募集及び決定は、公平性に配慮しつつ、事業の趣旨である中小企業の知財活用の効果を生むよう工夫すること。
- ⑥ 受講料は、無料とする。ただし、実費徴収が必要な場合は、その理由を明らかにすること。
- ⑦ 受託者は、委託事業の着手に当たり上記内容を含む研修計画及び研修目標を策定し、県と協議の上、実施する。研修計画等に変更が発生する場合も、同様とする。

(4) 専門研修（活用編）の実施

- ① 受託者は、中小企業において知的財産に関する業務を担当する社員、もしくは経営者であって、経営や事業運営に知的財産の活用を目指している者を対象に、当該

業務を遂行するために必要な知識・能力の習得を目的とした研修を実施する。

- ② 研修時間は、1日2時間以上の講義を2回実施すること。また、開催日の間隔は研修内容に応じた適切なものとする。
- ③ 研修内容は、知的財産を経営等に活用できる実務リーダーや経営者の育成に有効なものとなるよう講師選定、講義内容、研修方法等を工夫すること。
- ④ 受講者数は、各人の学習状況を把握し、適切な指導が可能な規模とすること。
- ⑤ 受講者の募集及び決定は、公平性に配慮しつつ、事業の趣旨である中小企業の知財活用の効果を生むよう工夫すること。
- ⑥ 受講料は、無料とする。ただし、実費徴収が必要な場合は、その理由を明らかにすること。
- ⑦ 受託者は、委託事業の着手に当たり上記内容を含む研修計画及び研修目標を策定し、県と協議の上、実施する。研修計画等に変更が発生する場合も、同様とする。

3 実績報告書の提出

受託者は、委託事業が終了したときは、速やかに県に委託業務完了報告書を1部提出すること。

4 留意事項

- (1) 委託事業の実施に際して知り得た事実又は個人情報等を、みだりに第三者に漏らしてはならない。
- (2) 委託事業の実施に当たっては、県の指示に従うこと。
- (3) 委託契約締結後に委託事業に関して取得した著作権については、県に帰属するものとする。

5 委託限度額

3,520,281円（消費税及び地方消費税を含む）とする。